

10万件超のインド特許出願

—インド知財庁公表のダッシュボードから—

Unpacking more than one “lakh” patent applications

独立行政法人日本貿易振興機構 (JETRO) ニューデリー事務所 知的財産権部長

中野 裕之

平成 20 年特許庁入庁。審査第二部での特許審査、審判の傍ら、審査第二部審査調査室、内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局、インベリアル・カレッジ・ロンドン客員研究員、調整課審査企画室、総務課広報室、国際協力課を経て令和 6 年 8 月から現職。

✉ IND-IPR@jetro.go.jp

① インドの出願件数

インドへの特許、意匠、商標出願は近年大きく伸びている。2023 年の出願件数をみれば、特許が世界で 6 位、意匠 11 位、商標 4 位となっている¹。

ここで、インドへの特許出願件数は図 1² に示すとおり順調に伸びており、2024 年度には 10 万件を超えている。特に国内出願人の伸びが大きく、国内出願の割合は 2023 年度には 50% を超え、2024 年度にはさらに 60% を超えるに至った。少なくとも 2023 年度においては、国内出願の約半分が教育機関からのものであり³、

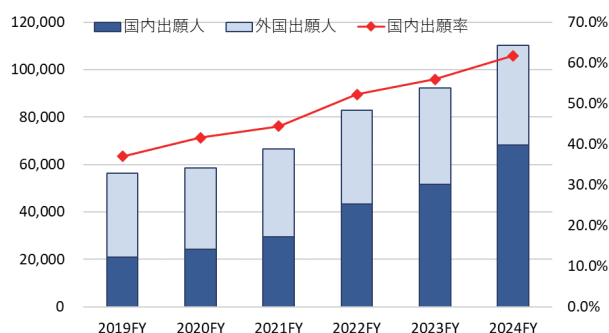


図 1 インドの特許出願件数

大学等の場で多くの発明が生まれていることが伺われる。

次に、これらの特許出願のうち外国出願がいずれの国からどの程度なされているのかを見てみたい。図 2 には、上位 3 か国である米国、日本、中国の推移を示す⁴。米国から 1.2 万件以上の特許出願がなされている。インド特許規則第 9 条 (1)⁵ に定められているように、インドでの特許出願の際の言語としてヒンディー語に加えて英語も認められているため、英語圏からの出願は比較的バリアが少ないのかもしれない。

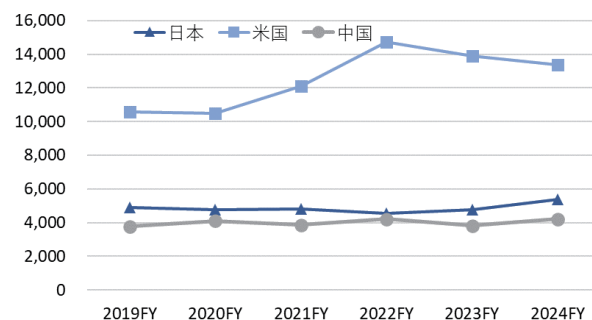


図 2 主要国からインドへの出願動向

また、意匠、商標の出願件数の推移についても、図 3⁶、図 4⁷ に示す。両者ともに伸びているが、特に意匠出願の伸びは大きい。

1 World Intellectual Property Indicators 2024
<https://www.wipo.int/edocs/pubdocs/en/wipo-pub-941-2024-en-world-intellectual-property-indicators-2024.pdf>

2 2019FY から 2023FY はインド知財庁 Annual Report から作成。2024FY のみダッシュボードから取得。2024FY の内外の区別は国籍による。
<https://ipindia.gov.in/Home/AnnualReports>
<https://ipindia.gov.in/dashboard/>

3 2023FY インド知財庁 Annual Report

4 脚注 2 に同じ。いずれも中国には香港を含まない。

5 https://ipindia.gov.in/Patents/rules_patents

6 脚注 2 に同じ。

7 2019FY から 2023FY はインド知財庁 Annual Report から作成。2024FY のみダッシュボードから取得。
<https://ipindia.gov.in/Home/AnnualReports>
<https://ipindia.gov.in/dashboard/>

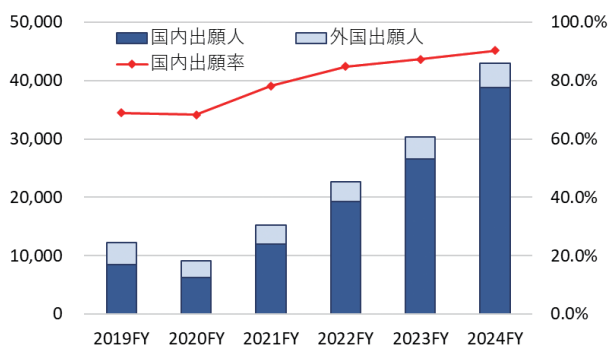


図3 インドの意匠出願件数

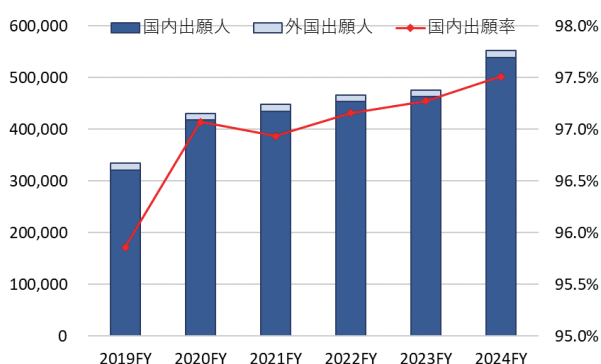


図4 インドの商標出願件数

② 海外からインドへの特許出願

ここで、先でも述べた海外からインドへの特許出願について、もう少し具体的にみていく。

インド知財庁は2025年3月にホームページ上でダッシュボードというツールを公表している。アニュアルレポートは2023年度分までしか公表されていないものの、当該ダッシュボードでは2024年度の出願件数等を確認できる。

ダッシュボード上で確認すると、2024年度のインドへの全特許出願110,372件のうち、技術分野ごとの出願件数は以下の図5のとおりである⁸。

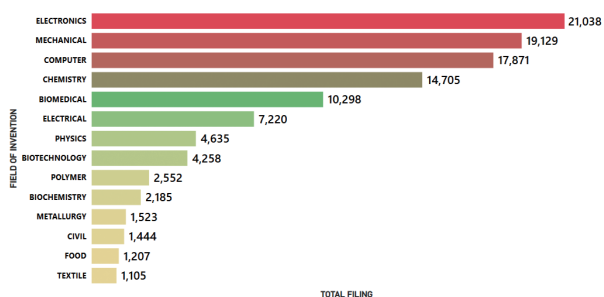


図5 2024年度インドへの技術分野別特許出願件数

⁸ 2025年5月22日取得。図6から10についても同じ。
<https://ipindia.gov.in/dashboard/>

「ELECTRONICS」が最も多く、21,038件、そして「MECHANICAL」が19,129件と続く。

インド国内からの出願や主要国からの出願も同様の傾向を示すのであろうか。まずは、インド国内の出願についてその技術分野別の分布を確認してみたい。実は、図6に示すように、インド国内からの出願では「COMPUTER」、「MECHANICAL」が多く、「ELECTRONICS」はさほど多くはない。次に日本からの出願をみると、やはり「ELECTRONICS」よりも「MECHANICAL」が多い。

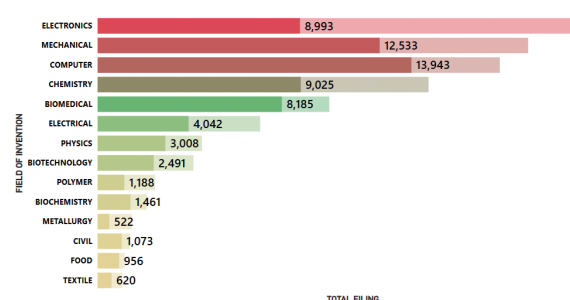


図6 インド国内からの技術分野別出願件数

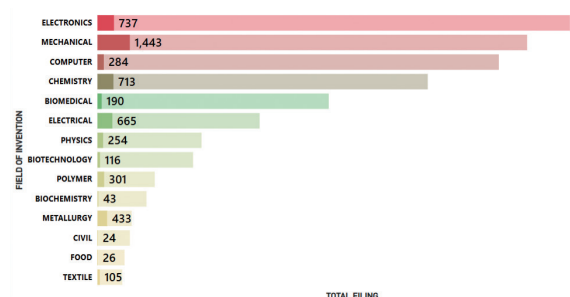


図7 日本からの技術分野別出願件数

一方で、図8、図9、図10にそれぞれ米国、中国、韓国からの出願分布を示す。日本、インドなどとは異なり、これらの国からは「ELECTRONICS」の分野で多くの出願がなされているのである。

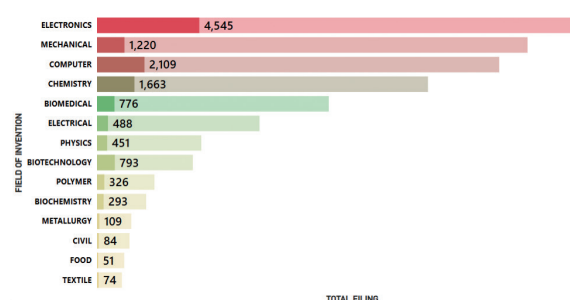


図8 米国からの技術分野別出願件数

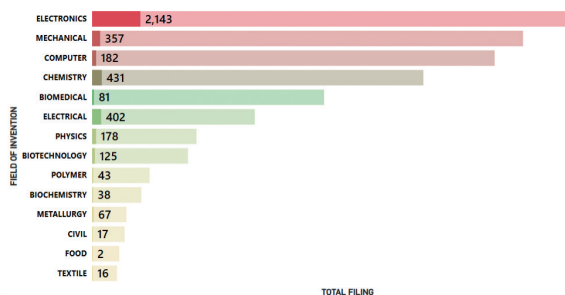


図9 中国からの技術分野別出願件数

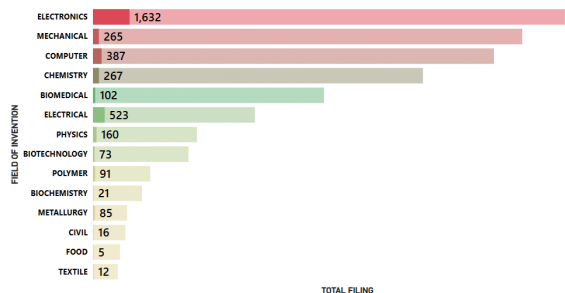


図10 韓国からの技術分野別出願件数

実際に、インド知財庁が発行するアニュアルレポート2023-2024には、外国出願人のうち出願件数上位10社が掲載されている⁹が、この傾向を裏付けるように、「ELECTRONICS」に関連すると思われる米国、中国、韓国の出願人が多く並んでいる。

③ 「ELECTRONICS」とは

まずは、「ELECTRONICS」とは何か、そしてなぜ「ELECTRONICS」分野で米中韓企業が多くの出願をしているのかを検討するにあたって、唐突だがここで一つ判例を紹介したい。Telefonaktiebolaget LM Ericsson v. Lava International Limited(C.S.(COMM) 65/2016, CS(COMM) 1148/2016, CC(COMM) 14/2017)である。これはインドでの標準必須特許(Standard Essential Patent, SEP)に関する訴訟であり、結果として約24億ルピー(1ルピーを1.71円として約41億円)もの損害賠償請求が認められている。

本件裁判において、デリー高裁は、FRANDレートの交渉は誠実に行われなければならないとし、交渉中に実施者が特許の有効性を争うことができるとしても、実施

者が誠実に交渉しない場合にはSEP権利者に損害賠償を含む救済措置が認められるべきとする。そして、損害賠償の算出に関してはロイヤリティを元にライセンス比較アプローチ(Comparable Licensing Approach)を採用。さらには、最小販売可能特許実施単位(SSPPU、Smallest Saleable Patent Practicing Unit)でのライセンス料の算定を否定し、本件訴訟の対象製品であるスマートフォンにとってはSEPの対象となっている通信部分が不可欠の要素であるためライセンス料の算定は最終製品を基準にされるべきとした。

本件裁判は控訴されているものの、SEPに関して多くの論点を含むものである。そして、この裁判以前にも実はインドにおいてSEPに関する判例が多く出されている。例えば、SEP訴訟において、デリー高裁が反訴訟差止命令(Anti-Anti-Suit Injunction)を出している¹⁰。さらに、デリー高裁は、FRANDライセンスのための交渉を意図的に無視した場合には、たとえ交渉中であっても権利者の救済手段として差止命令が認められる旨も判示している¹¹。

このように、インドではSEPに関する重要な論点を含む判決が出されており、SEPの係争地としての選択肢があり得るのである。

ここで、「ELECTRONICS」分野の特許出願について話を戻せば、すなわち「ELECTRONICS」分野の特許出願は、米中韓の通信関連企業がインドでのSEP訴訟を念頭に特許出願をしたものと推察できるのである。

④ インドの製造業振興

一方で、日本からの出願件数が多いのは、図7に示されるように「MECHANICAL」分野である。これはどのような背景が推察されるであろうか。

図11には、インドに進出した日系企業数の業種別の割合を示す¹²。半分が製造業である。日本の産業構造

9 ANNUAL REPORT 2023-2024、25ページ
https://ipindia.gov.in/writereaddata/Portal/Images/pdf/Annual_report_23-24_En.pdf

10 インド知財判決分析集2021年版
https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/in/ip/pdf/ipr/ipr_caselaw_2021.pdf

11 インド知財判決分析集2023年版
https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/in/ip/pdf/ipr/ipr_caselaw_2023.pdf

12 在インド日本大使館・ジェトロ「インド進出日系企業リスト(2022年10月時点)」

も影響していると思われるが、インド政府の政策的な誘導によるところも大きいと考える。

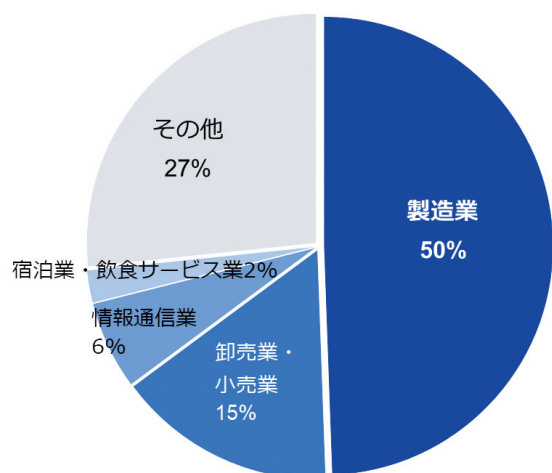


図 11 進出日系企業数・業種別の割合

インド政府は、製造業振興のためのスローガン「メイク・イン・インディア」のもと、インドへの投資誘致、生産の国産化などのため、多くの施策を実施している。インセンティブ施策もある一方で、外資からの出資について業種によって異なる規制をしていることもその一つであろう¹³。例えば、製造業であれば政府の承認なしで100%の出資が可能である一方で、保険業は49%までとなっている。さらに、民間の銀行業は最大74%まで出資可能であるものの、承認が不要なのは49%までであり、それより多くの出資は承認が必要と細かく定められている。ただ、「メイク・イン・インディア」によりGDPベースで製造業を25%とすることを目標と

するが、図12に示すように製造業のGDP構成割合は14%と依然として低い¹⁴。その意味ではインド国内の製造業の振興、育成はいまだ途上である。

今後もインド政府は引き続き国内での製造業振興を進めていくと料される。一方で、機械分野の特許出願に強みを持つ日本の構造とインドが政策的に求めていることは相互に補完し得るものであろう。知財ひいては産業全体において日印がwin-winの関係を築いていくことを期待したい。

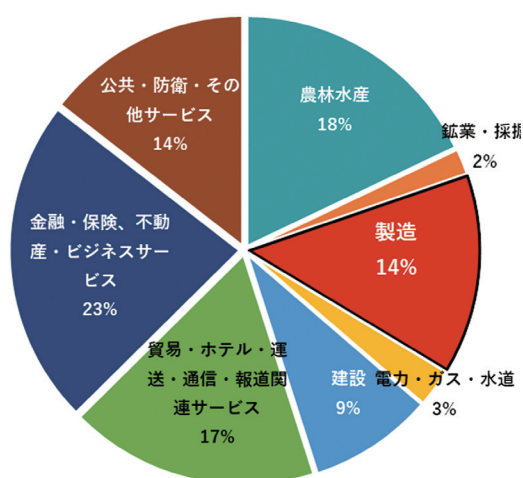


図 12 2024年度産業部門別名目GDP構成比



¹³ <https://dpiit.gov.in/foreign-direct-investment/foreign-direct-investment-policy>

¹⁴ インド統計・計画実施省（MOSPI）（名目値）